# 産業成長応援補助金を活用するためには

## 「地域経済牽引事業計画」の作成が必要な場合があります!

#### 「地域経済牽引事業計画」とは?

- ▶ 「地域未来投資促進法」に基づき、製造業、農林水産業、観光業等をはじめとした幅広い分野 において、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす取組=「地 域経済牽引事業」を推進するための計画です。
- > 計画の承認を受けると、税制(国・県・市町村)、金融(日本政策金融公庫)、国補助事業 **での優先採択等様々な支援を受けることができます**。承認は県が行います。
- ▶ 県の「産業成長応援補助金」を希望される場合、事業内容によっては地域経済牽引事業計画 の承認も受けていただく必要があります。

#### 産業成長応援補助金を活用するために計画の作成が必要な場合は?

産業成長応援補助金	一般投資支援	成長・規模拡大ステージ※2
要綱に定める補助対象 事業(1)~(9) <sub>※1</sub>	不要	必要
それ以外の事業	必要 2社以上の県内事業者と 共同で事業計画を作成	必要 2社以上の県内事業者と 共同で事業計画を作成

- ※1 (1)製造業、(2)製造業と密接に関連した道路貨物運送業、(3)製造業を直接支援する一体的な専属事業、 (4)情報処理・提供サービス業、(5)ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット附随サービス業、 、(6)自然科学研究所に属する事業、(7)職員教育施設・支援業(技術者研修)、(8)コンテンツの制作等を行う事業、
  - (9)市町村との協議に基づき知事が選定した事業
- 「成長・規模拡大ステージ」は、中小企業等経営強化法に定める「経営革新計画」の承認を受けることでも 活用が可能です。

### 計画の承認を受けるための要件は?

- 1. 対象事業が地域特性を活用していること →以下8分野のいずれかに該当すること
- 1)「電子デバイス関連産業、素形材関連産業をはじめとするものづくり産業の集積 |を活用した成長ものづくり
- 2)「日本海」、「大山」、「砂丘」をはじめとする豊かで多様な自然環境を活かした成長ものづくり
- 3)「松葉がに」、「二十世紀梨」をはじめとする特産物を活用した農林水産・地域商社
- 4)「電子デバイス関連産業、生産用機械器具製造業、情報通信業の集積 |を活用した第4次産業革命
- 5)「鳥取砂丘」、「大山」、「山陰海岸ジオパーク」、「まんが・コンテンツ」、「星空」をはじめとする 観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- 6) 「森林資源」、「豊富な水資源」、「風力」をはじめとする豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー
- 7)「染色体工学技術」・「海洋由来・きのこ由来の機能性素材の利活用技術」をはじめとする 地域固有の技術を活用したヘルスケア・教育サービス
- 8)「人材育成拠点形成の取組」を活用したヘルスケア・教育サービス
- 2. 対象事業により高い付加価値が創出されること →以下の条件を満たすこと

計画最終年度の単年度 における付加価値額

計画**実施前年度の**単年度 における付加価値額

> 3.481万円 (R1年度鳥取県基準)

※付加価値額 = 売上高 - (売上原価+販売費及び一般管理費) +給与総額 + 租税公課

- 3. 対象事業が経済波及効果をもたらすこと →以下のいずれかを達成すること
  - □ 域内取引額5,000万円増 □ 売上高1.5億円増

□ 雇用3名増

□ 給与2,700万円増

4. (原則として) 令和3(2021) 年度末までの事業計画であること

※これより長い事業期間についても承認可能な場合があります。

◆ 計画申請のための指定様式があります。詳しくはお問い合わせください。 鳥取県商工労働部立地戦略課